

# 地域金融行政について

---

地域力創造推進会議

金融庁  
令和6年

# 1. スタートアップ育成5か年計画/新しい資本主義 のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

# スタートアップ育成5か年計画（2022年11月28日）

## 【地域金融関連（抜粋）】

### 5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

#### （13）経営者の個人保証を不要にする制度の見直し

- 起業関心層が考える失敗時のリスクとして、77%が「借金や個人保証を抱えること」と回答している。事実、現在、創業時に、信用保証付き融資を含め、民間金融機関から借り入れを行う際、47%の経営者は個人保証を付与している。
- 新しく、スタートアップの創業から5年未満について個人保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設する。このための信用保証協会への損失補償等として120億円を措置する。
- また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。また、キャッシュフローが不足するスタートアップや、一時的に財務状況が悪化した中小企業に対する資本性ローンの継続を図る。これらのため、公庫への出資追加等を行う。
- あわせて、**関係省庁において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内に取りまとめる。**

#### （20）事業成長担保権の創設

- 有形資産を多く持たないスタートアップ等が最適な方法で成長資金を調達できる環境を整備するため、金融機関が、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが有効である。
- そのため、**スタートアップ等が、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設**するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

#### （22）銀行等によるスタートアップへの融資促進

- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、金融行政方針等に基づく銀行等へのモニタリングの中で、**ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。**
- 通常は銀行法にて銀行から事業会社への5%を超える出資は禁止されているが、**2021年に銀行法を改正し、設立から10年以内のスタートアップに対して出資する場合には5%超の出資を認める例外措置について拡充を行った。**今後、十分な周知活動を行うとともに、**実施状況についてフォローアップを行い、銀行に対して積極的なスタートアップへの出資を促す。**
- 金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資を促進する。

#### （23）社会的起業のエコシステムの整備とインパクト投資の推進

- インパクト投資の拡大に向けて**基本的指針を取りまとめ、インパクト投資の普及を促す。**

#### （26）地方におけるスタートアップ創出の強化

- 地域金融機関による地域のスタートアップへの投資促進、**大企業と地域のスタートアップを含む中堅・中小企業との人材マッチングの推進**等を通じ、地域金融機関によるスタートアップへの積極支援を行う。

## 【地域金融関連（抜粋）】

### VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

#### 1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

##### ① インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門、投資家などの関係者間の連携強化のための枠組みの創設

- インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門等の**関係者間の連携強化を図るための枠組みを設ける**。インパクトの測定方法の検討、データ整備、それらを活用した投資を後押しするため、投資家・企業が参加し、事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するための**コンソーシアムを設置**する。

##### ② インパクト投資の案件創出

- インパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を意図とした投資）に関する関係者の理解を深め、普及を促進する観点から、**基本的指針を本年度中に取りまとめる**。これを踏まえ、日本政策投資銀行や自治体との連携を通じて、インパクトスタートアップへの投資も含めて**インパクト投資の案件創出を進める**。

##### ⑥ 投資に対する支援措置

- 社会的効果の実現は長期の時間軸で捉える必要があるため、長期間のファンド組成やセカンダリーマーケット制度の整備も視野に**インパクト指標の具体化**を行う。
- 非上場株式も組み入れた投資信託の枠組み等、個人投資家とインパクトスタートアップをつなぐビークルを早期に設ける。

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年6月16日）

## 【地域金融関連（抜粋）】

### V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

#### 2. スタートアップ育成5か年計画の推進

##### （5）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

##### ⑰銀行等によるスタートアップへの融資促進

- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、金融行政方針等に基づく銀行等へのモニタリングの中で、**ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。**
- 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、**銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、銀行法の出資規制の要件緩和を進める。**
- 金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資を促進する。

#### 3. 事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

##### （3）企業の事業性に着目した資金調達

- 早期の事業再生への着手のためにも、経営者保証や不動産等の有形資産の担保に依存した融資以外の資金調達の選択肢を定着・普及させていくことが必要である。
- まずは、**経営者保証ガイドラインの活用を徹底し**、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。
- また、**企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し**、早期の法案提出を目指す。
- スタートアップについては、担保となるような資産に乏しいスタートアップへの融資（ベンチャーデット）の供給を増やすため、金融機関の審査態勢の改善を図る。

### VIII. 経済社会の多極化

#### 1. デジタル田園都市国家構想の実現

##### （1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善

##### ⑧地域を支える人材のマッチング

- 地域企業の成長に不可欠な人材ニーズを満たすため、大企業人材プラットフォームを活用し、**地域金融機関によるマッチングを強化する**

## **2. 経営者保証・事業成長担保権（仮称）**

# I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成～

(2023事務年度 金融行政方針)

## 【経営者保証に依存しない融資慣行の確立】

- 金融機関による経営者保証への安易な依存をなくし、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げていくべく、「**経営者保証改革プログラム**」(2022年12月公表)の**実行を推進する**。

(具体的な取組)

- ✓ 「金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数」や「金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等」の把握
- ✓ 金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施

## 【事業全体に対する担保権の早期制度化】

- 幅広い事業者に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、**事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資**を行う必要がある。
- こうした観点から、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(2023年2月公表)で示された「**事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度(事業成長担保権)の創設**」について**関連法案の早期提出を目指す**とともに、事業成長担保権の制度趣旨に関する金融機関や事業者等の理解促進に取り組んでいく。

# 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

## 1. 概要

「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」は金融関係者、中小企業団体、専門家等の研究会（事務局：全銀協・日商）にて策定された業界の自主ガイドライン（法的拘束力なし）であり、平成26年2月から適用開始となっている。

## 2. 経営者保証徴求時の対応

ガイドラインには、中小企業者が以下のような要件を将来に亘って充足すると見込まれるときは、金融機関が**経営者保証を求めない可能性**や、**代替的な融資手法を活用する可能性を検討する**旨が規定されている。

### ①法人個人の一体性の解消

- 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止
- 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人所有とすること 等

### ②財務基盤の強化

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合
- 業績はやや不安定だが、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合
- 内部留保は潤沢ではないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合 等

### ③財務状況の適時適切な情報開示

- 本決算の報告のほか試算表、資金繰り表等の定期的な開示 等

## 3. 保証債務の整理

法的個人破産手続きに依らずに保証債務を整理する手続きや、その際の保証人の残余財産・弁済額の範囲について規定。

※本ガイドラインによる保証債務整理は、信用情報機関に報告・登録されない。



# 経営者保証改革プログラムにおける金融庁の取組み

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の**作成、公表**の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

## (1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

### 主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
  - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
  - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】  
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」= **100%を目指す**。
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

## (2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

### 主な施策

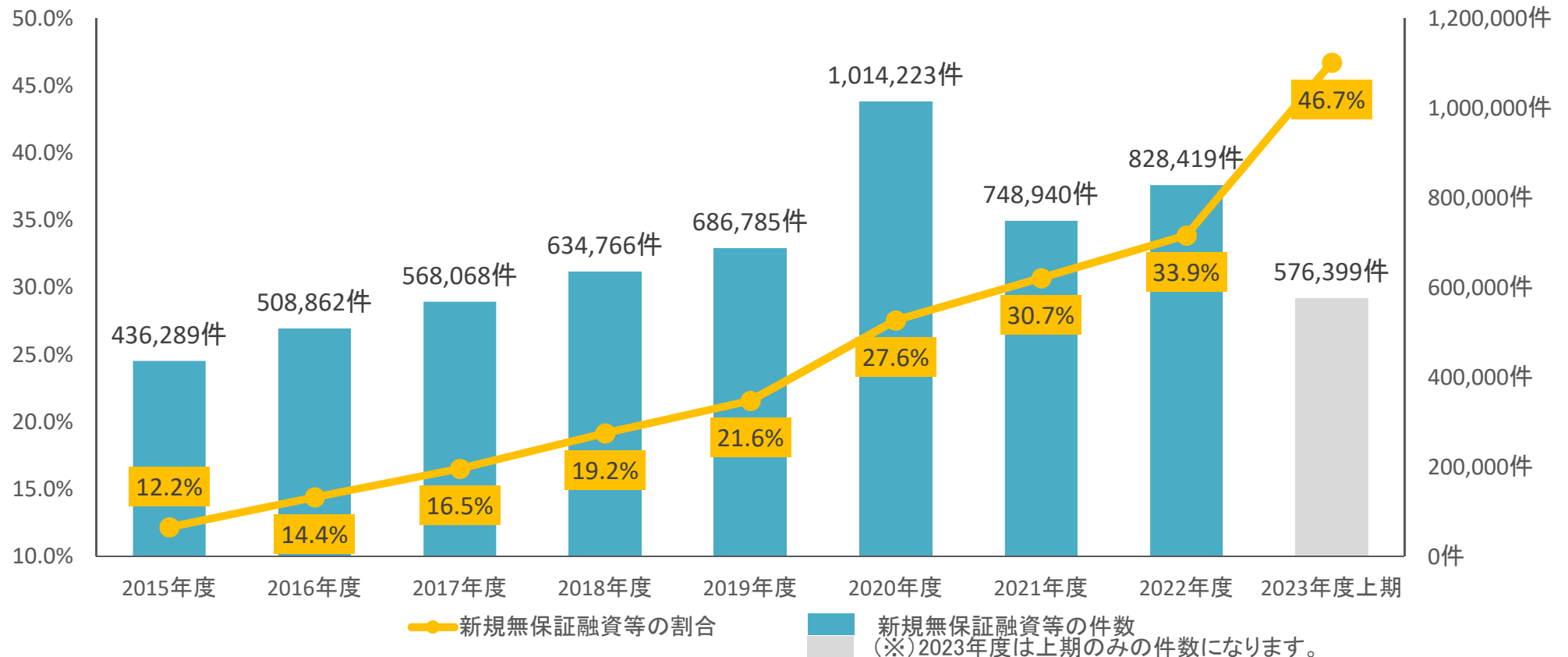
- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請**。
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「**組織的事例集**」の更なる拡充及び横展開を実施。

**本ページは会場参加者のみ配布しております。**

# 「経営者保証改革プログラム」の進捗状況 – 経営者保証に関するガイドライン等の活用実績 –

- 経営者保証改革プログラムに基づき改正された監督指針は、2023年4月から適用開始。金融機関が個人保証を徴求する際の手続きを厳格化。
- 2023年度上期(4月～9月)の「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、**民間金融機関全体で46.7%と、昨年度比で+12.8%ptと大幅に改善。**

## 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



(注)2023年度上期の「新規無保証融資等の割合」と「有保証で適切な説明を行い記録した割合」の合計は92.6%(速報値)。

(資料) 金融庁

# 事業成長担保権（仮称）の経緯と概要

- スタートアップ等の幅広い事業者が、その持続的な成長に資する資金を調達することを可能とする観点から、金融機関が不動産担保や経営者保証等に安易に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくなるよう、知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（事業成長担保権（仮称））の実現を目指すべく、次のとおり検討を行ってきた。
  - ・「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において「論点整理」をとりまとめ（2020年12月公表、2021年11月改訂）。
  - ・金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」において「報告書」をとりまとめ（2023年2月公表）。
- 2023年12月、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、事業成長担保権（仮称）の創設等を含む事業性融資を推進するための施策を内容とする事業性融資推進法案（仮称）について令和6年通常国会への提出を目指すこととされた。

## 現行の担保法制

### 個別資産に対する担保権

- ・ 担保権の対象は土地や工場等の有形資産が中心  
（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業価値と乖離）
- ・ 事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先

### 課題

- ① 不動産等の有形資産を持たない者への融資が困難
  - スタートアップ等の有形資産に乏しい企業の資金調達に支障
- ② 融資先の経営改善支援につながらない
  - 貸出先の事業改善・再生の着手が遅れるおそれ  
（不動産担保や個人保証による価値に目が向きがち）

## 目指すべき姿

### 事業全体に対する担保権（新設）

- ・ 担保権の対象は無形資産を含む事業全体  
（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業価値と一致）
- ・ 事業価値の維持・向上に資する者を最優先  
（商取引先や労働者、再生局面の貸し手等を十分に保護）

### 方向性

- ① 無形資産を含む事業の将来性に着目した融資を促進
  - 創業・第二創業を容易に
- ② 融資先の経営改善支援を促進
  - 経営者保証等に依存せず、事業のモニタリングに基づく経営悪化時の早期支援を実現  
（早期支援は担保価値の維持・向上にもつながる）

## 1. 基本的な方針

- 幅広い事業者が持続的に成長するためには、金融機関等が不動産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資を行う必要がある。
- 事業性融資推進法案(仮称)を令和6年通常国会に提出することを目指すなど、事業性に着目した融資を推進するための環境整備を更に進め、金融庁において、関係府省庁間の必要な総合調整等を行う。

### (事業性融資推進法案の主な内容)

#### 1. 政府の基本方針の策定

金融機関等による事業性融資が推進されるよう政府の基本方針を定める。

#### 2. 事業性融資の推進に関する司令塔機能の強化

金融庁を中心に、事業性融資の推進に関する司令塔機能を強化し、事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組む。

#### 3. 事業成長担保権(仮称)の創設

- ・ 無形資産を含む事業全体を担保に金融機関等から資金を調達できる制度を創設する。
- ・ 事業成長担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、金融機関等による経営者保証の利用を制限する。

#### 4. 認定事業性融資推進支援機関(仮称)制度の導入

事業性融資に関して高度な専門的知見を有し、融資実務や体制整備について金融機関等や事業者を支援する機関の認定制度等を設計する。

## 2. 基本的な方針に基づき行う事務の内容と関係府省庁

- **金融庁**: 事業成長担保権の制度設計、認定制度の認定基準等に係る施策の調整を関係府省庁と行い、法案を提出することを含め、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行う。
- **金融庁以外の法案の関係府省庁**: 法案の所管に係る部分の企画及び立案を行うとともに、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行う。
- **その他の関係府省庁**: 情報又は知見の提供その他の必要な協力を行う。

### **3. 銀行等の業務範囲・出資規制の見直し**

## II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～金融資本市場の活性化～

(2023事務年度 金融行政方針)

### 【スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化】

#### ■ プライマリー市場

- **株式投資型クラウドファンディングの活性化**に向けて、
  - ✓ 必要な投資家保護策とあわせ、非上場会社による発行総額上限の拡充を検討する。
  - ✓ 投資家の投資上限額を年収や資産に応じたものとすることを検討する。
- 特定投資家私募 や少額募集のあり方など、スタートアップの資金調達に係る制度について検討を行う。

#### ■ セカンダリー市場

- 特定投資家向けの非上場株式の私設取引システム（PTS）の運営を行う事業者の新規参入を促すべく、事業の特性に応じて**PTSの認可要件の緩和等**を検討する。

#### ■ 上場市場の整備

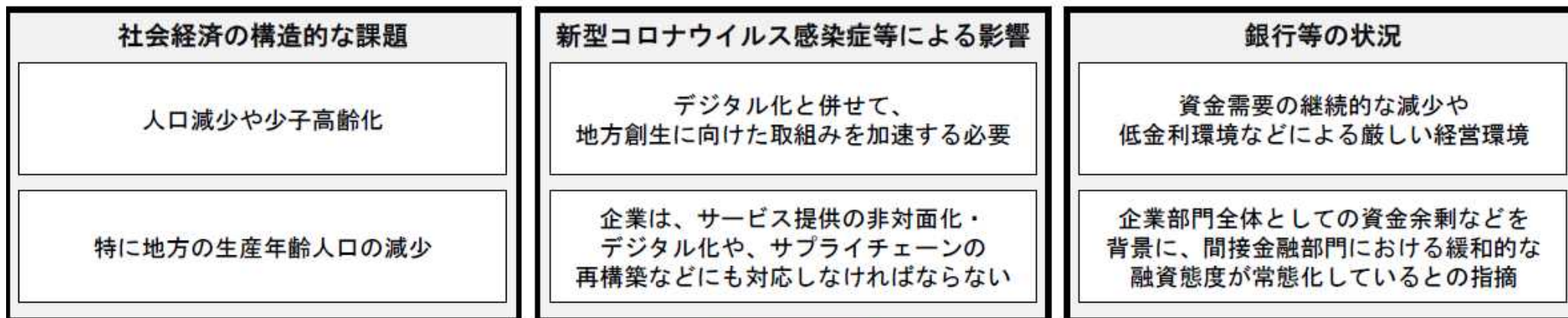
- 東京証券取引所において、グロース市場の上場維持基準のあり方を検討するとともに、上場ベンチャーファンドの活性化に取り組む。

#### ■ 融資を含む資金供給等

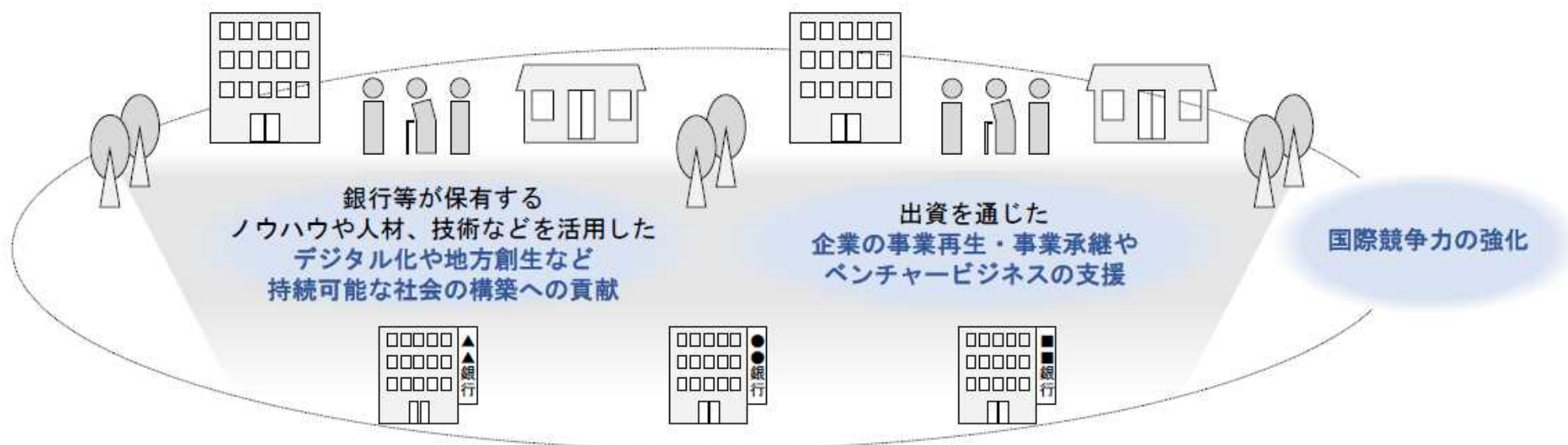
- 銀行等のモニタリングを通じ、機動的に確認しフォローする。特に**ベンチャーデット**については、レイターステージのベンチャー企業を更に成長させ、機関投資家も参入可能な大型IPOにつなげる等の観点からも、**金融機関の審査実務に新たな審査目線等を構築**する取組を促進、支援する。
- 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、**銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充**するための要件緩和を進める。
- 外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアーウォール規制のあり方や必要とされる対応について検討を行う。

# 背景

- 銀行等は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。



銀行等が  
社会経済において期待される役割を十分に果たすことができるようにする必要





# 金融機関の業務範囲にかかる規制緩和

- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和**を実施。

## 金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

## 銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**  
(職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行(本体)は68行(令和5年1月1日時点)。)

## 「地域商社」への銀行の出資について：監督指針改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

## 銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和元年10月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の**議決権保有制限(5%ルール)の緩和を実施。**

## デジタル化や地方創生などに資する業務の追加：銀行法等改正（令和3年5月公布、11月施行）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、**銀行の①子会社・兄弟会社(銀行業高度化等会社)、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を実施。**

# 令和3年銀行法等改正（令和3年11月施行）の概要（業務範囲規制の見直し）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

## ① 銀行の子会社・兄弟会社

【現行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

### ◆他業認可

フィンテック

地域商社  
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

【改正後】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

### ◆他業認可

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

### ◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社  
(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る  
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

## ② 銀行本体

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い  
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

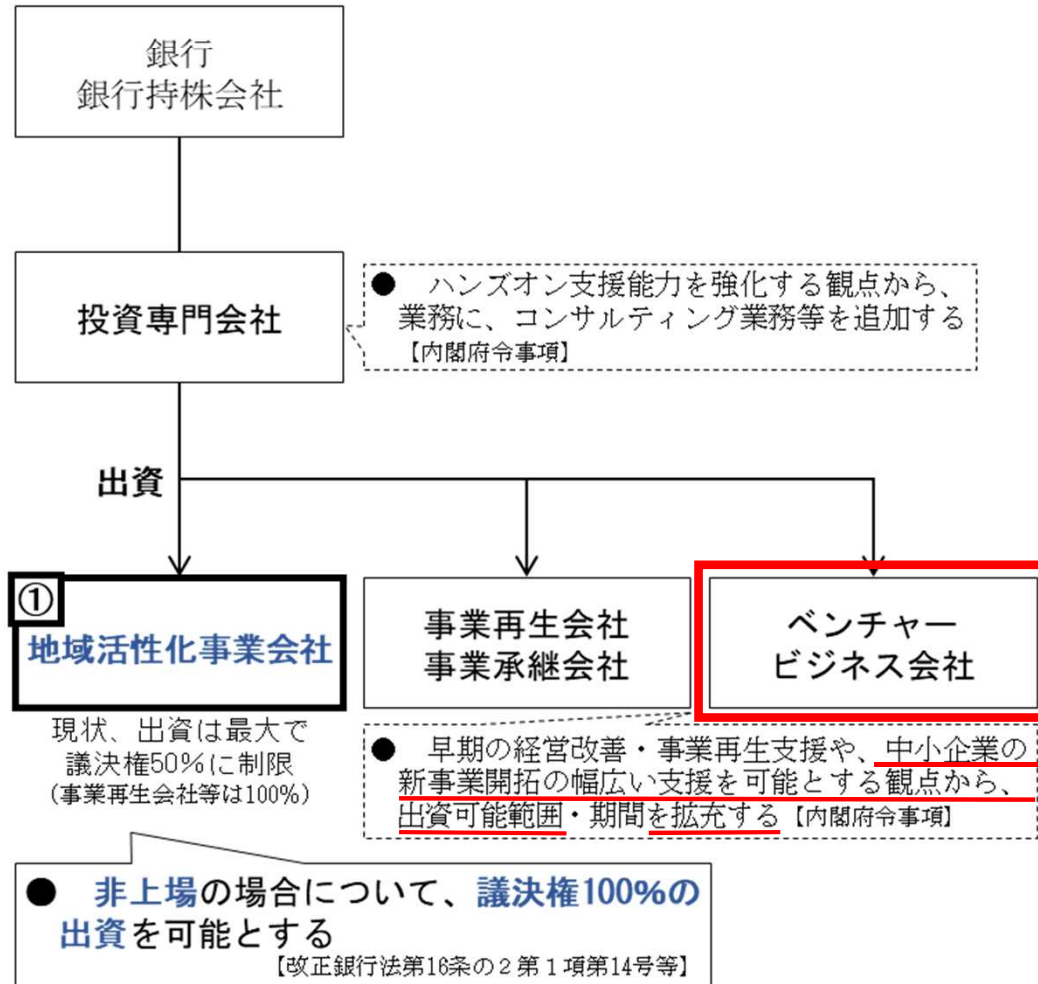
※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

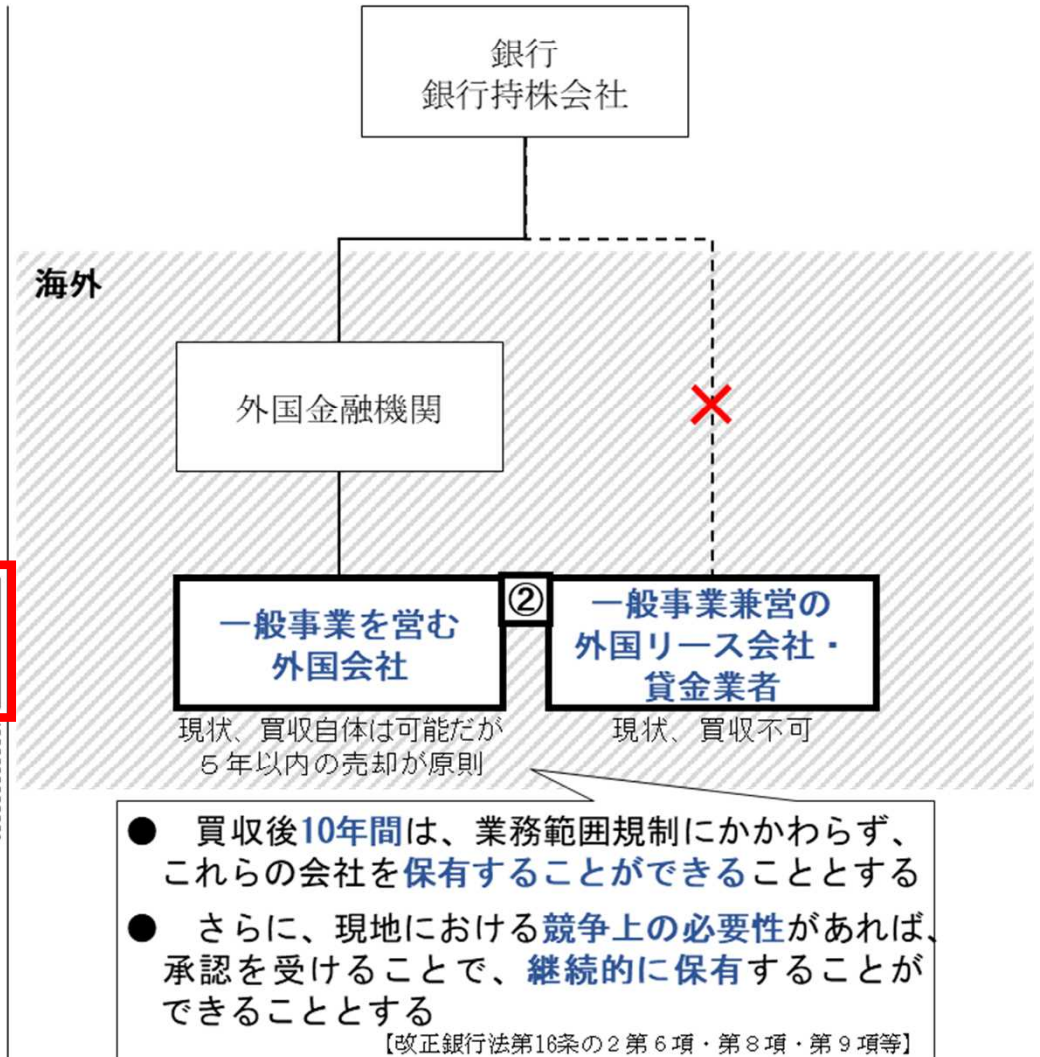
# 令和3年銀行法等改正（令和3年11月施行）の概要（出資規制／外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し）

- 銀行が、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資を可能とするなどの措置を講ずる。
- 併せて、国際競争力強化の観点から、銀行が買収した外国子会社・外国兄弟会社について、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする。

## 出資規制



## 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲



※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

# 地域金融機関におけるスタートアップ支援の取組事例

## ① 情報交流拠点開設

- 情報交流拠点となる**コワーキングスペース（インキュベーション施設）**を開設し、**地元のスタートアップコミュニティ**を育成
- 地元の自治体・大学・支援機関等と連携し、**ワンストップで起業支援するプラットフォーム拠点**を開設

## ② 地元企業とのマッチング・スタートアップ発掘&支援

- **首都圏を中心とした優良スタートアップ**と**地元企業とのマッチングイベント**を通じて、**オープンイノベーション**を創出
- **大学等の研究シーズ**を発掘し、事業化から成長に至るまでを、**外部事業者と連携して一気通貫で伴走支援**（アクセラレーションプログラム）
- **ビジネスコンテスト**を開催し、受賞者には投資専門子会社による出資を含めた銀行グループ全体で支援

## ③ スタートアップへの資金供給（エクイティ・デット等）

- **ベンチャーファンド**に対する、**投資専門子会社によるGP出資及び銀行本体によるLP出資**
  - 多数の地元大学と広域連携し、大学発ベンチャーを積極的に支援
- **ベンチャーデット**（スタートアップに特化した融資制度）
- 自治体・大学・地元企業等と連携した**公募型助成金制度**による支援

## 4. インパクト投資

## Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～サステナブルファイナンスの推進～

(2023事務年度 金融行政方針)

### 【サステナビリティデータの集約】

- **サステナビリティデータの効果的・効率的な集約**に関して、日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL 等も活用した利用し易い形での情報提供を進める。NZDPU を含む国際的なデータ整備構想とも必要に応じて連携していく。
- サプライチェーンにおける**Scope 3 等のデータ整備**の取組を関係省庁と連携し支援していく。

### 【インパクト投資の推進】

- **インパクト投資の「基本的指針（案）」**（2023年6月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、**2023年度中の最終化**を目指す。
- インパクトスタートアップや地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「**インパクトコンソーシアム**」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。

### 【ESG投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等】

- 企業と投資家の橋渡し役を担うESG評価・データ提供機関に対して、評価の透明性・客観性の向上等の観点から、「**行動規範**」（2022年12月公表）への**賛同を促す**。ESG評価機関の開示の状況等を確認し、更なる論点等について検討を行う。
- 金融機関に対し、**ESG投信に関する監督指針**（2023年3月公表）の**浸透**を図る。
- サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。

# インパクト投資（社会課題解決を通じて事業成長を実現する投融資）について

- 気候変動、少子高齢化、災害対応等の環境・社会課題の重要性が増す中で、**新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の重要性**が高まっている。
- 環境・社会課題への対応は、従来、**事業の成長性・収益性と「トレードオフ」の関係**にある（環境・社会的効果をもたらす事業は収益性が低い）と理解されることが多かったが、近年、両者は**相互に補完・強化し、両立する好循環を創出し得るとの理解に立って、課題解決と事業成長に資する技術・事業の革新に取り組む企業**が見られる。
- 地域を含む経済・社会基盤の強化の観点からは、**中長期的な視座でこうした企業のビジネスモデルや事業性を見出し、業種、規模・成長段階、目指す収益水準、地域特性等を踏まえた多様な支援等**が図られることが重要。

（課題解決と事業成長を図る技術・事業の革新等に取り組む企業の種類の例）



ユニコーン

企業評価額が  
10 億米ドル超で  
ある創業 10 年  
以内の未上場企  
業等



ゼブラ

持続可能な成長  
と環境・社会面  
での持続性の両立  
を図る地域創業  
企業等



第二創業

事業承継を契機  
に、新事業・新分  
野への進出を図る  
企業等

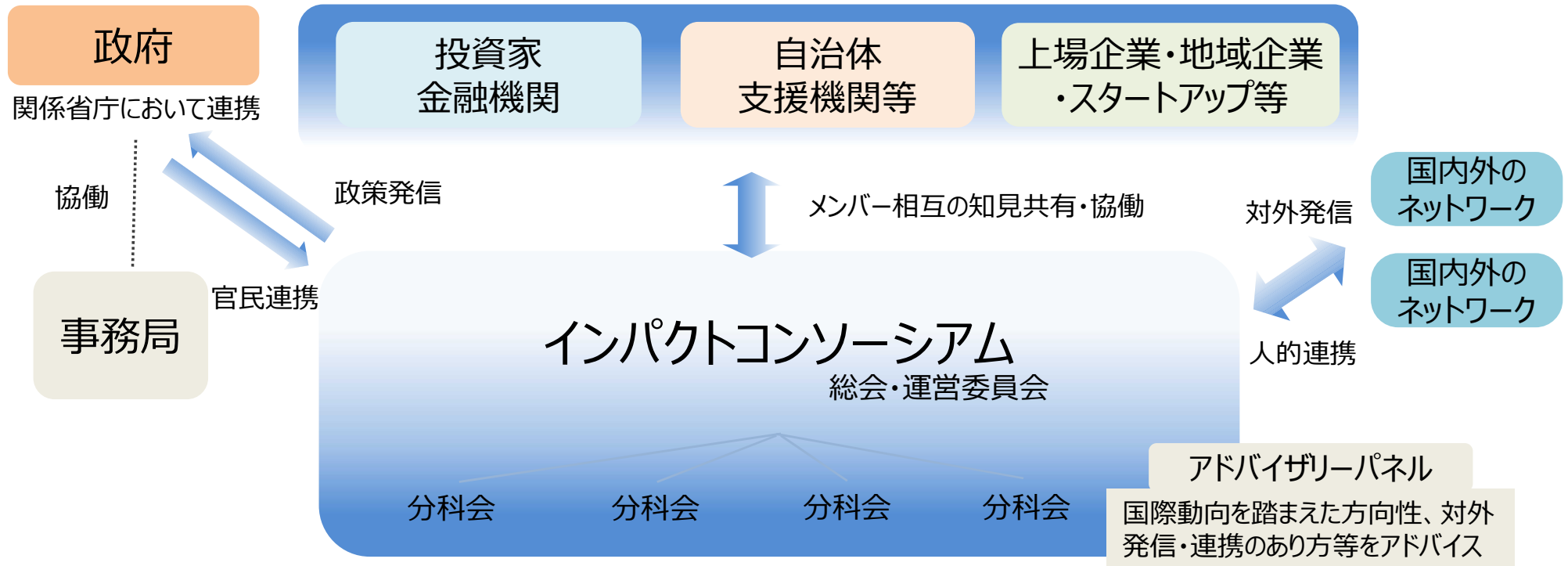


伝統企業

新たなマーケット  
獲得等に繋がる  
様々な事業革新  
を図る既存・伝統  
企業等

# インパクトコンソーシアムについて

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、**課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題**となっている。特に、**環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要**であり、産官学金等による幅広い連携が期待される。
- このため、**インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していく観点から、**投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場**として、「**インパクトコンソーシアム**」を設置する。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、**参加者の自主的な課題設定・議論**を旨とし、**投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信**を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む**対外メッセージの発信**等を検討していく。





## (参考) インパクト創出の例① 陽と人 (福島県)



### 未利用資源の価値化 (どう対処するかというセルフケア)

#### 【取組のポイント】

- ・3年の研究開発期間を経て、特産品「あんぼ柿」の製造工程でこれまで廃棄されていた「柿の皮」から有効成分を抽出。
- ・世界で始めて「柿の皮」を化粧品原料登録し、女性特有の健康課題を改善するためのフェムテック製品『明日わたしは柿の木にのぼる』を立ち上げ。
- ・生産者の所得向上のみでなく、全国の女性の健康課題を改善するために産婦人科医等の専門家と連携。



#### 伊勢丹新宿店本店ビューティアポセサリー

フェムテックブランドを集積した催事に参加。実績が評価され、会期後も常設販売していただいております。

(写真)

\* fermata POP UP SHOP "Cycle" in 伊勢丹新宿店\*  
2021年2月24日(水)～3月2日(火)



(出所) 陽と人ウェブサイト

## (参考) インパクト創出の例② TOWING (愛知県)

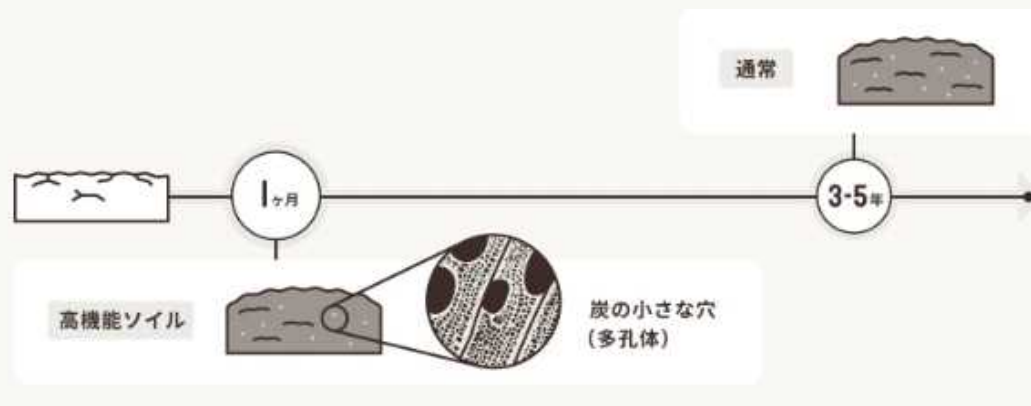
### TOWINGについて

- **名古屋大学発 グリーン&アグリテックベンチャー企業**
- 土壌微生物の培養技術をコアに、未利用資源を原料とするバイオ炭に微生物を定着させた**“高機能バイオ炭”**で、脱炭素と有機農地展開を実現
- **生物多様性、気候変動対策、土壌劣化による食糧生産危機への対策**を同時に実現できる画期的なプロダクトとして、グローバル展開を目指す

(出所) 会社概要資料

#### 農業の収益安定につながる わずか1ヶ月で超良質な土壌造りができる

畑で良い土壌を作るためには通常3~5年ほどかかりますが、高機能ソイル技術を使用するとわずか約1カ月で良質な土壌となります。この技術のポイントはバイオ炭です。炭の小さな穴(多孔体)に特定の微生物を住まわせることで、有機肥料を分解できる土壌となります。



#### SDGsの貢献や脱炭素につながる 「カーボンドレジット」を生み出す土

本来であれば廃棄・焼却される植物残渣、家畜の糞、下水汚泥等を材料とするため、焼却によるCO<sub>2</sub>の排出量が減り、CO<sub>2</sub>削減に貢献できます。また、材料を炭化させ炭にしていることから炭の性質上、炭素の固定や吸収効果も期待できます。これらの効果から、CO<sub>2</sub>削減効果として国からクレジット(排出権)が発行され、脱炭素につながり、カーボンドレジットを利用したビジネス展開も可能になります。



# (参考) インパクト創出の例③ ウーオ (広島県)

すべての町を、美味しい港町に。

全国どこにいても、いつでも美味しいお魚が食べられる。

新鮮な魚が身近な存在になれば、水産業はもっと盛り上がり、産地にも還元される。

そんな日常を当たり前にするために、ウーオはテクノロジーの力で、日本の水産業に新しい流通をつくるチャレンジをしています。

水揚げ情報や漁獲情報を透明化し、流通の構造をシンプルにすることで、最適な需給バランスを生み出し、持続可能な水産業を目指します。

## 水産業における課題

1

取引先拡大が  
円滑にできていない  
(取引先が固定化している)



2

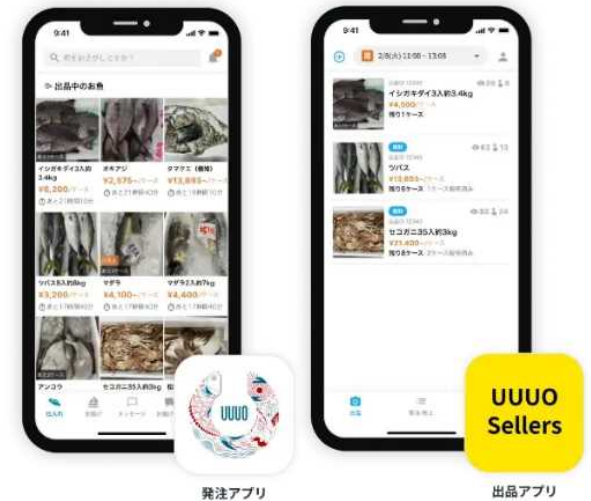
アナログ中心の運用フローで  
業務効率が上げづらい



# UUUO

## スマホで繋がる水産市場

UUUO(ウーオ)は100以上の漁港や市場から安定した鮮魚仕入れができます。スマホから手軽に全国の産地相場/漁獲情報を手続き、簡単注文で仕入れ業務のコスト削減にも大きく貢献します。



# atohama

## 水産卸の受注作業をもっとスムーズに

atohamaは水産卸会社の入荷案内、受注業務を支援するスマートフォンアプリです。機械的な業務を減らし、日々の作業をスムーズにすることで、プロにしかできない仕事に集中できる現場を作ります。



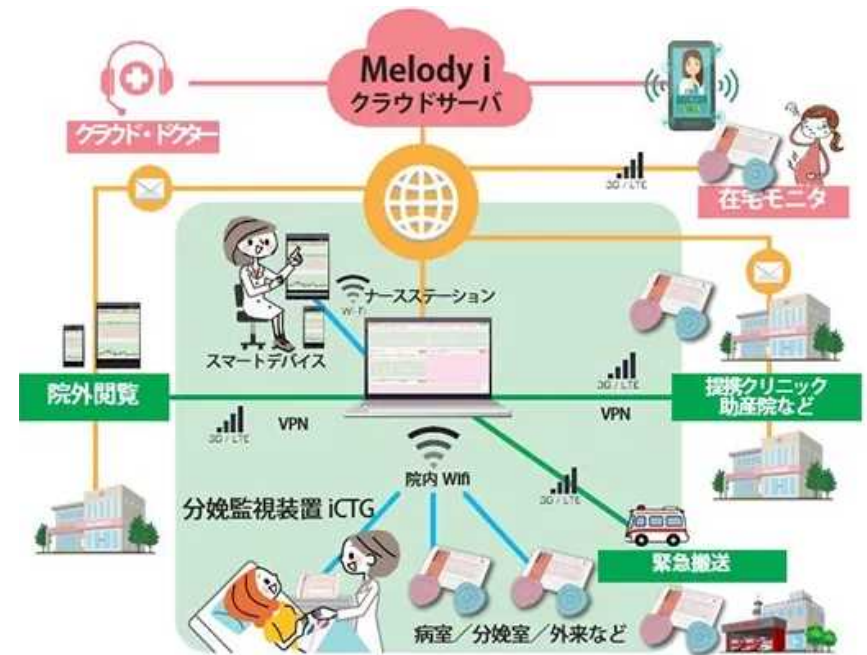
# (参考) インパクト創出の例④ メロディ・インターナショナル (香川県)

## 事業・取組

## 遠隔妊婦健診によるハイリスク妊婦の抽出と高次病院への搬送

遠く離れた医師と妊婦さんをつなぐ、周産期遠隔医療プラットフォームと遠隔モバイル胎児モニターの開発と販売・普及を実施しています。専門医のいない地域で計測された胎児のデータを、プラットフォームを通じて専門医のいる病院とリアルタイムで共有して、リスクの早期発見や早期搬送など適切な処置をして、母子の死亡率を低下させる取り組みを行っています。JICAやアカデミアなどと共同で、当事国の保健省や医療機関などと繋がりを作り、母子保健の課題を調査して案件化します。遠隔モバイル胎児モニターの普及と教育・人材育成を通して、医療機器の販売に留まることなく、現地の人が中心となって課題解決を進められる環境を作ります。

(出所) 経済産業省「インパクトスタートアップ育成支援プログラムJ-Startup Impact選定企業公表資料」(令和5年10月6日公表)



Melody i クラウドサービス～周産期遠隔医療プラットフォーム

(出所) メロディ・インターナショナルウェブサイト 27

**本ページは会場参加者のみ配布しております。**

## 5. 人材マッチング事業

# I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進～

(2023事務年度 金融行政方針)

## 【事業者支援能力の向上】

- 地域金融機関の現場職員が**事業者支援のノウハウを共有**する取組を後押ししていく。
- 経営改善支援に当たっての優先順位付けに活用しうる**AIモデルの更なる高度化**を進め、活用に向けた課題を整理する。
- 「**業種別支援の着眼点**」（2023年3月公表）について、対象業種の拡充と普及促進に取り組む。
- **REVICの有する事業再生支援に関する知見・ノウハウ**を手引きとして集約し、実践的な研修等を通じて地域金融機関の現場職員に展開する。
- 経営人材のマッチングを促進するため、REVICが整備する人材プラットフォーム（**REVICareer : レビキヤリ**）の活用促進に取り組む。
- 地域金融機関による**事業者のデジタル化支援**を関係省庁と連携して後押しする。

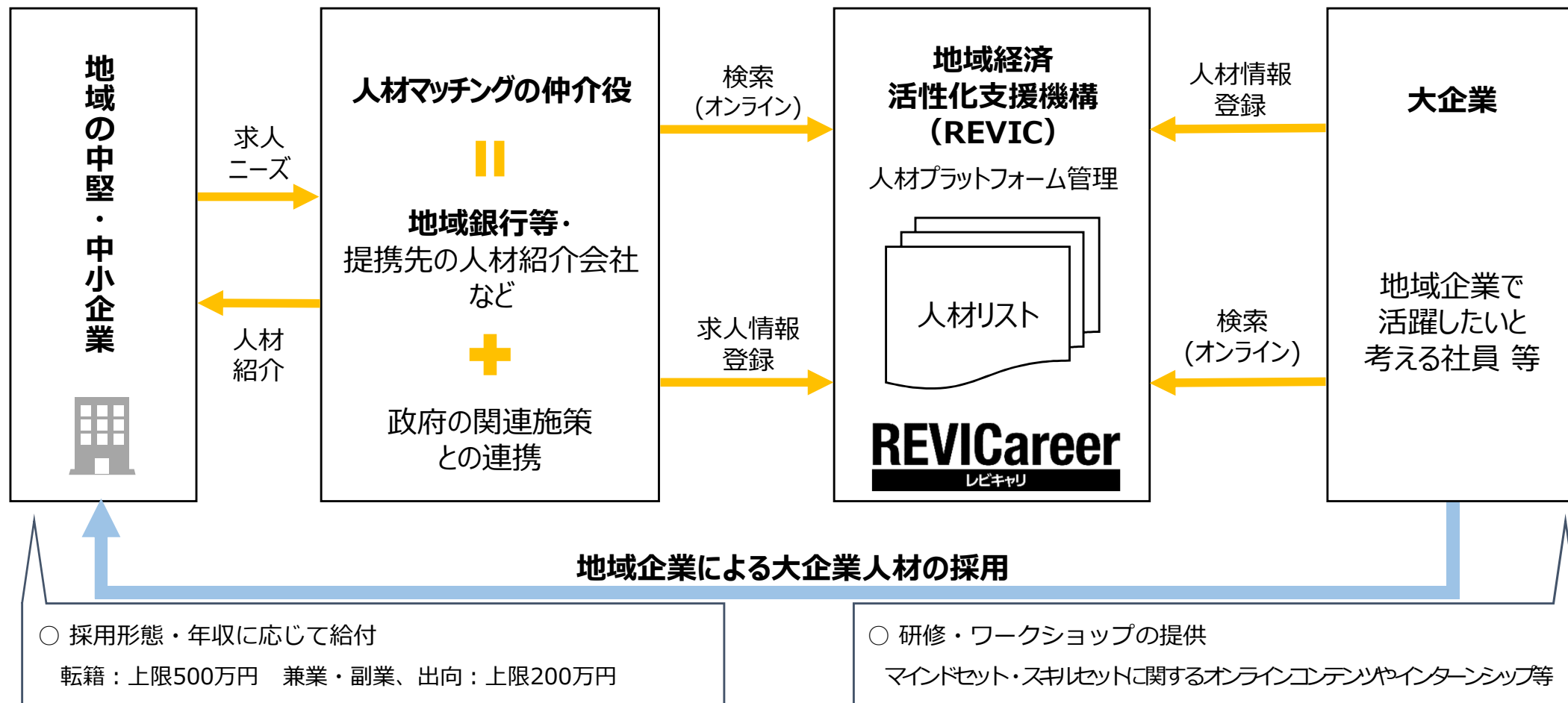
## 【事業者支援の更なる促進に向けた対応】

- 事業者の経営改善支援や事業再生支援等について、**地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブと整合的なものであることが望ましい**。こうした観点から、**事業者支援をめぐる課題**（下記）を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。
  - ✓ 地域金融機関を取り巻く経済・ビジネス環境等が地域金融機関の事業者支援の取組姿勢に与えている影響
  - ✓ 事業者支援に関わる地域金融機関職員個人の評価・育成・キャリア形成に関する組織としての考え方や制度 等
- 地域金融機関のビジネスモデルにおける、事業者へのデジタル化支援事業や人材紹介事業等の位置付けや収益管理の状況、これらの事業を行うに当たっての外部人材の活用や内部人材の育成策などについても調査・分析する。

# 地域企業経営人材マッチング促進事業の概要

- ◆ 地域での活躍をお考えの大企業の方と地域の中堅・中小企業を地域金融機関等がマッチングするための人材プラットフォーム「**REVICareer (レビキャリ)**」が整備されています。
- ◆ 転籍でのマッチングに加え、**兼業・副業、出向**といった多様な形態でのマッチングが可能です。

## □ 地域企業経営人材マッチング促進事業（スキーム）



※ 「大企業」とは、資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人をいいます。



## 【業態内訳】

|        |    |   |       |
|--------|----|---|-------|
| 地方銀行   | 61 |   |       |
| 第二地方銀行 | 31 |   |       |
| 信用金庫   | 31 |   |       |
| 信用組合   | 2  | 計 | 125機関 |

※は金融機関グループ内の子会社等による登録

| 九州・沖縄 |   | 中国 |                                      | 東海  |   | 関東・甲信越 |   | 北海道 |                                     |
|-------|---|----|--------------------------------------|-----|---|--------|---|-----|-------------------------------------|
| 福岡    | 福岡銀行 ※<br>西日本シティ銀行 ※<br>北九州銀行 ※<br>福岡中央銀行 | 鳥取 | 鳥取銀行                                 | 岐阜  | 大垣共立銀行 ※<br>十六銀行 ※<br>岐阜信用金庫<br>東濃信用金庫  | 群馬     | 群馬銀行<br>東和銀行<br>高崎信用金庫<br>桐生信用金庫<br>しのめ信用金庫 | 北海道 | 北海道銀行<br>北洋銀行 ※<br>旭川信用金庫<br>帯広信用金庫 |
| 佐賀    | 佐賀銀行                                      | 島根 | 山陰合同銀行                               | 静岡  | 静岡銀行<br>スルガ銀行 ※<br>清水銀行<br>静岡中央銀行<br>しずおか焼津信用金庫 ※<br>静岡信用金庫<br>浜松磐田信用金庫<br>三島信用金庫<br>沼津信用金庫 | 栃木     | 足利銀行<br>栃木銀行                                |     |                                     |
| 長崎    | 十八親和銀行 ※<br>長崎銀行 ※<br>西海みずき信用組合           | 岡山 | 中国銀行<br>トマト銀行<br>玉島信用金庫              | 愛知  | 愛知銀行<br>名古屋銀行<br>中京銀行<br>瀬戸信用金庫<br>豊川信用金庫<br>豊田信用金庫<br>碧海信用金庫<br>西尾信用金庫                     | 茨城     | 常陽銀行<br>筑波銀行                                | 東北  |                                     |
| 熊本    | 肥後銀行 ※<br>熊本銀行 ※                          | 広島 | 広島銀行 ※<br>もみじ銀行 ※<br>広島信用金庫<br>呉信用金庫 | 三重  | 三十三銀行<br>百五銀行 ※   | 埼玉     | 武蔵野銀行<br>飯能信用金庫<br>埼玉りそな銀行                  | 青森  | 青森銀行 ※<br>みちのく銀行                    |
| 大分    | 大分銀行                                      | 山口 | 山口銀行 ※<br>西京銀行                       | 近畿  |   | 千葉     | 千葉銀行 ※<br>千葉興業銀行<br>京葉銀行                    | 岩手  | 岩手銀行 ※<br>東北銀行<br>北日本銀行             |
| 宮崎    | 宮崎銀行 ※<br>宮崎太陽銀行                          | 四国 |                                      | 滋賀  | 滋賀銀行  | 東京     | きらぼし銀行 ※<br>東日本銀行<br>西武信用金庫 ※               | 宮城  | 七十七銀行 ※<br>仙台銀行 ※<br>石巻商工信用組合       |
| 鹿児島   | 鹿児島銀行 ※<br>南日本銀行<br>鹿児島信用金庫               | 徳島 | 阿波銀行<br>徳島大正銀行                       | 京都  | 京都銀行<br>京都信用金庫<br>京都中央信用金庫  | 神奈川    | 横浜銀行<br>神奈川銀行<br>かながわ信用金庫                   | 秋田  | 秋田銀行<br>北都銀行                        |
| 沖縄    | 琉球銀行                                      | 香川 | 百十四銀行<br>香川銀行                        | 大阪  | 関西みらい銀行<br>池田泉州銀行<br>大阪信用金庫<br>大阪シティ信用金庫<br>北おおさか信用金庫 ※                                     | 新潟     | 第四北越銀行 ※<br>大光銀行<br>新潟信用金庫<br>三条信用金庫        | 山形  | 荘内銀行<br>山形銀行 ※<br>きらやか銀行            |
|       |   | 愛媛 | 伊予銀行<br>愛媛銀行                         | 兵庫  | 但馬銀行<br>みなと銀行   | 山梨     | 山梨中央銀行                                      | 福島  | 東邦銀行<br>福島銀行                        |
|       |   | 高知 | 四国銀行<br>高知銀行                         | 奈良  | 南都銀行 ※  | 長野     | 八十二銀行 ※<br>長野銀行                             | 北陸  |                                     |
|       |   |    |                                      | 和歌山 | 紀陽銀行  |        |   | 富山  | 北陸銀行<br>富山銀行<br>富山第一銀行              |
|       |   |    |                                      |     |   |        |   | 石川  | 北國銀行 ※                              |
|       |   |    |                                      |     |   |        |   | 福井  | 福井銀行 ※<br>福邦銀行                      |

(注) 業務提携する有料職業紹介事業者と連携した登録を含む。